

## 水戸市婦人保護施設基準条例の制定について（案）

### 1 条例制定の経緯

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準については、茨城県が制定した「社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 62 号）」で定める基準が適用されております。

本市は、平成 32 年（令和 2 年）4 月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが、中核市へと移行した場合は、茨城県から、婦人保護施設に関する事務が移譲されることとなることから、「水戸市婦人保護施設基準条例」を制定するものです。

### 2 条例の趣旨

本市に所在する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定め、当該施設における適正な運営を図るためのものです。

### 3 条例の主な内容

「水戸市婦人保護施設基準条例（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

なお、国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し、地域の実情に応じて独自に定めることができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な設置者等の排除	(なし)	施設の設置者（設置者が法人の場合にあつては、その代表者及び役員）は、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを要件とします。
(2) 非常災害対策	婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	基準省令に加え、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画を定めること、②計画を定期的に見直すこと、③策定した計画を定期的に職員に周知すること、④非常災害に備え食料品等の備蓄に努めることについて規定します。 (③④は茨城県と同じ)
(3) 事故発生時の対応	(なし)	①婦人保護施設は、当該婦人保護施設に入所している者に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について市長、入所者の家族等に連絡を行うものと

		<p>します。</p> <p>②婦人保護施設は, 事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに市長に報告するものとします。</p>
(4) 口腔衛生の確保	(なし)	口腔衛生の確保の取組を行うよう努めるものとします。
(5) 建築物等の法令適合	<p>婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は, 耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>ただし, 要件を満たす建物にあっては, 耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>基準省令に加え, 婦人保護施設の建物は, 建築物の敷地, 構造又は建築設備に関する法令(条例を含む。)に適合するものであることとします。</p> <p>(茨城県と同じ)</p>
(6) その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・最低基準と婦人保護施設</li> <li>・構造設備の一般原則</li> <li>・苦情への対応</li> <li>・帳簿の整備</li> <li>・居室の入所人員</li> <li>・自立の支援等</li> <li>・給食</li> <li>・保健衛生</li> <li>・給付金として支払を受けた金銭の管理</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	基準省令のとおりとします。

※ 「水戸市が定める基準」については, 条例に基づく規則等において規定する場合があります。

#### 4 施行期日

平成 32 年 (令和 2 年) 4 月 1 日